

理容師・美容師の皆様へ

理容業・美容業を行う場合は、法律・県条例で定める衛生措置の規定があります。また、出張業務については制限があり、その規定に従って行ってください。

◎ 衛生上の措置

理容師・美容師である資格者の皆様がお客様に施術するとき、必ず行わなければならない事項です。
出張時にも必ず実施してください。

- お客様の皮膚に接するタオル、クシ、ハサミなどは、常に清潔なものを使用してください。
- お客様の皮膚に接するタオルや首巻きなどは、一人ごとに取り替え、クシやハサミなどは、一人ごとに消毒してください。
(消毒方法は、法律で定められています。)
- 洗浄済の作業衣を着て、施術を行ってください。
- 手指の爪はいつも短くして、お客様一人ごとに施術終了時には手指を消毒してください。
- 顔そり（美容師の場合は、毛そり）に使用する石けん液は、お客様一人ごとに新しいものを使用してください。
- 衛生上有害になるおそれがない医薬品、化粧品などを使用してください。
- 出張業務を行うときは、次のものを携帯してください。
 - ・ 施術に使用する器具及び手指を消毒するための消毒器具及び消毒薬
 - ・ クシ、ハサミ、カミソリ等使用する器具を未消毒と既消毒に区別して収める適当な容器
 - ・ 施術に必要な数の器具及びタオル、首巻きなど

◎ 出張業務

理容・美容の施術は、保健所の確認を受けた理容所・美容所でなければ、行っていけません。

理容師・美容師が出張業務を行うことができる場合は、特別な事情がある場合にのみ、例外として認められています。違反すると罰金や免許が取り消される場合があります。

《広島県では、理容所・美容所以外の場所で業を行うことができる特別な事情がある場合を次の事項に限定しています。》

- 疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者に対して理容・美容を行う場合（法）

⇒ 自宅等から身体的理由で移動することが困難な者や、常時、自宅等で介護を行っている者であって、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるものをいいます。
ただし、単に高齢だから、仕事が忙しくて理容所・美容所に行く時間がない、面倒だから、というような理由で客の自宅で施術することはできません。

- 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合（法）

⇒ 式場や神社などで行う結婚式・七五三参りなどの儀式をいい、単に記念写真を撮影するため、施術をすることは認められません。

- 特別養護老人ホームなど、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 条）に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に行う場合

⇒ 社会福祉事業を行う施設には、特別養護老人ホームのほか、養護老人ホーム、生活保護法に規定する救護施設や乳児院、児童養護施設などがあります。

ただし、有料老人ホームなどは該当しないので、詳細は保健所に相談してください。

- 少年院、刑務所、拘置所等の施設に収容されている者に行う場合
 - 興行場に出演する者に対してその出演の直前に行う場合
 - 停泊中の船舶の船員で上陸することができない者に対して行う場合
 - 災害救助法に規定する避難所に避難している者又は応急仮設住宅に入居している者に対して行う場合
- ◎ 罰則・処分
- 保健所の確認を受けずに店を営業すると 30 万円以下の罰金に処されます。
 - 法令で規定した特別な事情に当たらない者に対して、出張業務を行うと業務停止の処分を受けることがあります。
 - 業務停止の処分に違反すると免許が、取り消されることがあります。

（注意事項）

- 各都道府県により衛生措置、出張病務、店舗開設に関する規定が異なります。
- 施術を行う地域、開設する店舗の所在地を管轄する保健所（又は事務移譲市町）に必ず問い合わせてください。

◎ 関係法令（概要）

	理容師法関係	美容師法関係
法	第6条 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。	第6条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。
	第6条の2 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別な事情がある場合には、理容所以外の場所でその業を行うことができる。	第7条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別な事情がある場合には、この限りでない。
	第9条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。 1 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。 2 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客1人ごとに消毒すること。 3 その他都道府県が条例で定める衛生上の必要な措置	第8条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
政 令	第4条 理容師が法第6条の2のただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。 1 疾病その他の理由により、理(美)容所に来ることができない者に対して理(美)容を行う場合 2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理(美)容を行う場合 3 前2号のほか、都道府県が条例で定める場合	第4条 美容師が法第7条のただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。
	第2条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。 1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して行う場合 2 少年院、刑務所、拘置所等の施設に収容されている者に対して行う場合 3 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場に出演する者に対してその出演の直前に行う場合 4 停泊中の船舶の船員で上陸することができない者に対して行う場合 5 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する避難所に避難している者又は応急仮設住宅に入居している者に対して行う場合 6 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認める場合	第2条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。
条 例	第3条 法第9条第3号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 1 作業中は、洗浄済の作業衣を着用すること。 2 手指の爪は常に短くし、客一人ごとに手指を消毒すること。 3 顔そり（美容の場合は、毛そり）に用いる石けん液は、客一人ごとに新しいものを使用すること。 4 衛生上有害となるおそれのない医薬品、化粧品その他これに類するものを使用すること。	第3条 法第8条第3号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。
	第5条 理容所以外の場所で理容の業務を行う者は、第3条各号に定めるもののほか、次に掲げる衛生上の措置を講じなければならない。 1 消毒器具及び消毒薬を携帯すること。 2 未消毒器具と既消毒器具を区別して収める適当な容器を携帯すること。 3 作業に必要な数の器具及び布片を携帯すること。	第5条 美容所以外の場所で美容の業務を行う者は、第3条各号に定めるもののほか、次の掲げる衛生上の措置を講じなければならない。